

令和3年度入所での主な変更点一覧

● 利用調整の基準について

種別	項目	変更内容
基準指数	就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営以外、自営中心者、自営協力者及び内職等の区分削除 ・ 月の就労日数による区分削除 ・ 自営協力者及び内職については、基準指数での取り扱いではなく、調整指数にて調整－5とする。
	疾病	100、80、50の3段階から、100、85、60の3段階へ変更。
	就学	100、90、65の3段階から、100、100、70、65の4段階へ変更。
調整指数	ひとり親世帯	+20から+30へ変更。
	育休・産休	「ただし、育児休業・産前産後休業を取得している就労先に復帰しないことが判明した場合は、調整指数の適用を無効とし、入所及び入所が内定している場合はそれを取り消し、改めて利用調整を行うものとする。」という条件を明記。
	自営協力者	新しく調整指数に追加。－5。
	内職	新しく調整指数に追加。－5。
	他施設利用	該当施設を「各都道府県のホームページによって公表されている認可外保育施設、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分及び児童福祉法に規定する児童発達支援事業（医療型を含む。）」のみに規定。幼稚園は対象外に。
	保育士優先	「申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒業し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合」も該当対象に追加
	転園希望	「きょうだい施設の利用を同時に申請した場合」を除外条件に追加。
	多胎児支援	新しく調整指数に追加。＋5。
	同時申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく調整指数に追加。＋1。 ・ 前年度の優先項目1「きょうだいで同時に申請した場合」を加点項目へと変更。 ・ 前年度の優先項目1にあった「きょうだいで同一の施設の利用を申請した場合」という条件を削除。
	多子支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく調整指数に追加。＋1。 ・ 前年度の優先項目1にあった「きょうだいが在籍している施設の利用を申請した場合」を、同一世帯内の未就学児のうち第2子以降であれば該当する項目へと変更。
内定辞退	新しく調整指数に追加。－10。	
優先項目	優先項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先項目1（きょうだい優先）、優先項目2（第3子以降）を削除（どちらも調整指数に項目を新設） ・ 優先項目1（所得割額）のみに変更

● 申請書類関連について

項目	変更内容
郵送提出書類確認票	新しく必要書類に追加。
返信用封筒	新しく必要書類に追加。
教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書	希望施設数増。第1希望～第12希望は全認可保育施設、第13希望以降は特定地域のみ。
家庭状況申告書	様式削除
児童状況申告書	様式変更
就労証明書	就労実績を6か月から12か月へと変更
定期利用（一時）保育申告書	利用実績だけでなく、予約実績も記入可能